

# 国内における日本語教育の現状について



Japanese Language Education

令和元年11月22日(金)  
文化庁

## 目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

## 定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

## 基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

## 国の責務等（第四条—第九条関係）

- |        |              |            |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務  | ・地方公共団体の責務   | ・事業主の責務    |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

## 基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、**基本方針の案を作成**し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

## 基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

## 国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・**外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・**難民**に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

## 日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

## 海外における日本語教育の機会の拡充

- ・**海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

## 日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

## 地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

## 日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

## 検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
  - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
  - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
  - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

## 日本語教育推進会議（第二十七条第一項）

- ・ 関係省庁申合せにより，令和元年9月13日に設置。

### <目的>

関係行政機関が，日本語教育の総合的，一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うことを目的として設置。

### <構成員（★：共同議長）>

内閣府子ども・子育て本部統括官

総務省大臣官房総括審議官

出入国在留管理庁次長

外務省大臣官房国際文化交流審議官★

文部科学省国際統括官

文部科学省総合教育政策局長

文部科学省高等教育局長

文化庁次長★

厚生労働省職業安定局長

経済産業省貿易経済協力局長

## 日本語教育推進関係者会議（第二十七条第二項）

- ・ 関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴くことを目的とし，
  - ①日本語教育に関し専門的知識を有する者
  - ②日本語教育に従事する者
  - ③日本語教育を受ける立場にある者で構成。

# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための 基本的な方針の策定について

## 第十条（基本方針）

- ・ 政府は、**日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）**を定めなければならない。
- ・ 文部科学大臣及び外務大臣は、**基本方針の案を作成し、閣議の決定**を求めなければならない。また、案の作成に際しては、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- ・ 閣議の決定があったときは、遅滞なく基本方針を公表しなければならない。
- ・ おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは変更するものとする。

## 基本方針の項目（案）

### 第1 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項（第1条～9条関係）

### 第2 日本語教育の推進の内容に関する事項

日本語教育の機会の拡充（第12条～19条関係）

日本語教育の水準の維持向上等（第20条～23条関係）

日本語教育に関する調査研究等（第24条～25条関係）

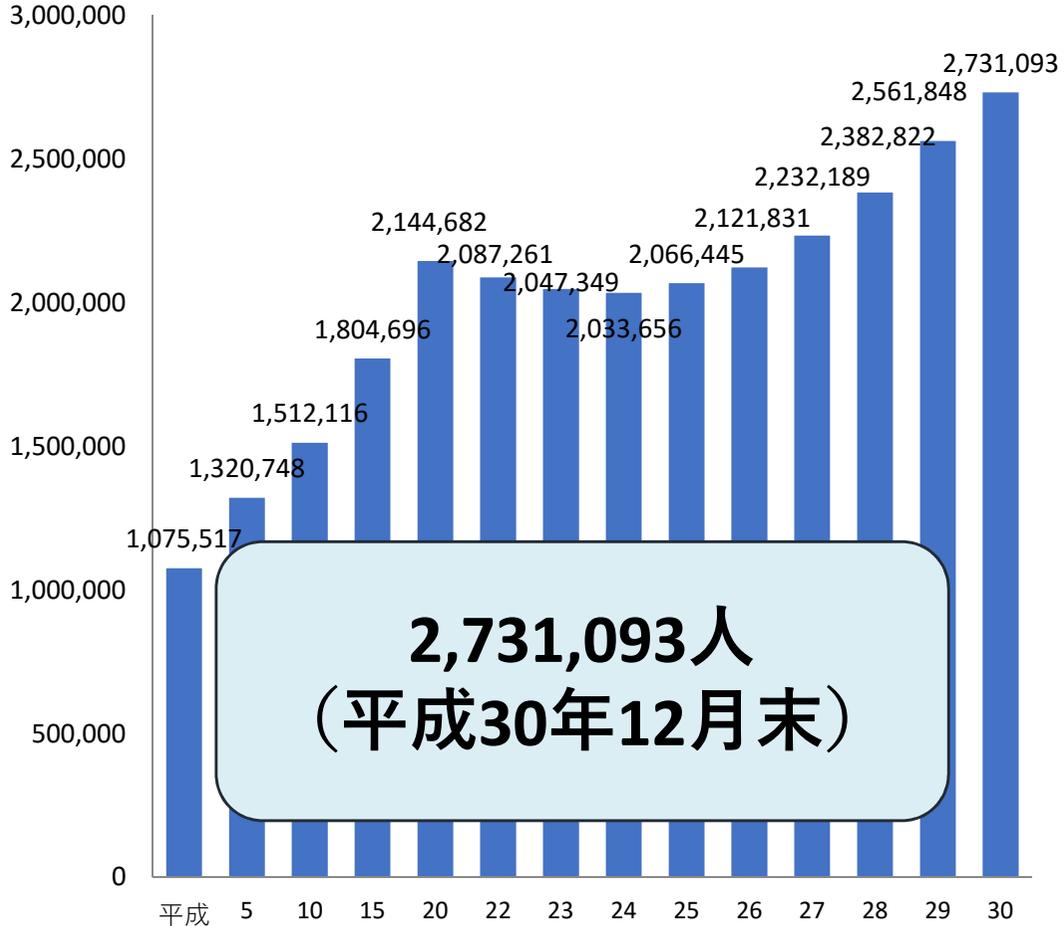
### 第3 その他日本語教育の推進に関する重要事項（第27条、附則第2条関係）

※ 令和2年6月頃 基本方針（案）取りまとめ予定。

# 国内の日本語学習者数等の推移①

○平成30年末現在で、在留外国人数は約273万人となり、我が国人口の約2.2%を占める。  
 ○国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にある。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成30年には約26万人で過去最高。

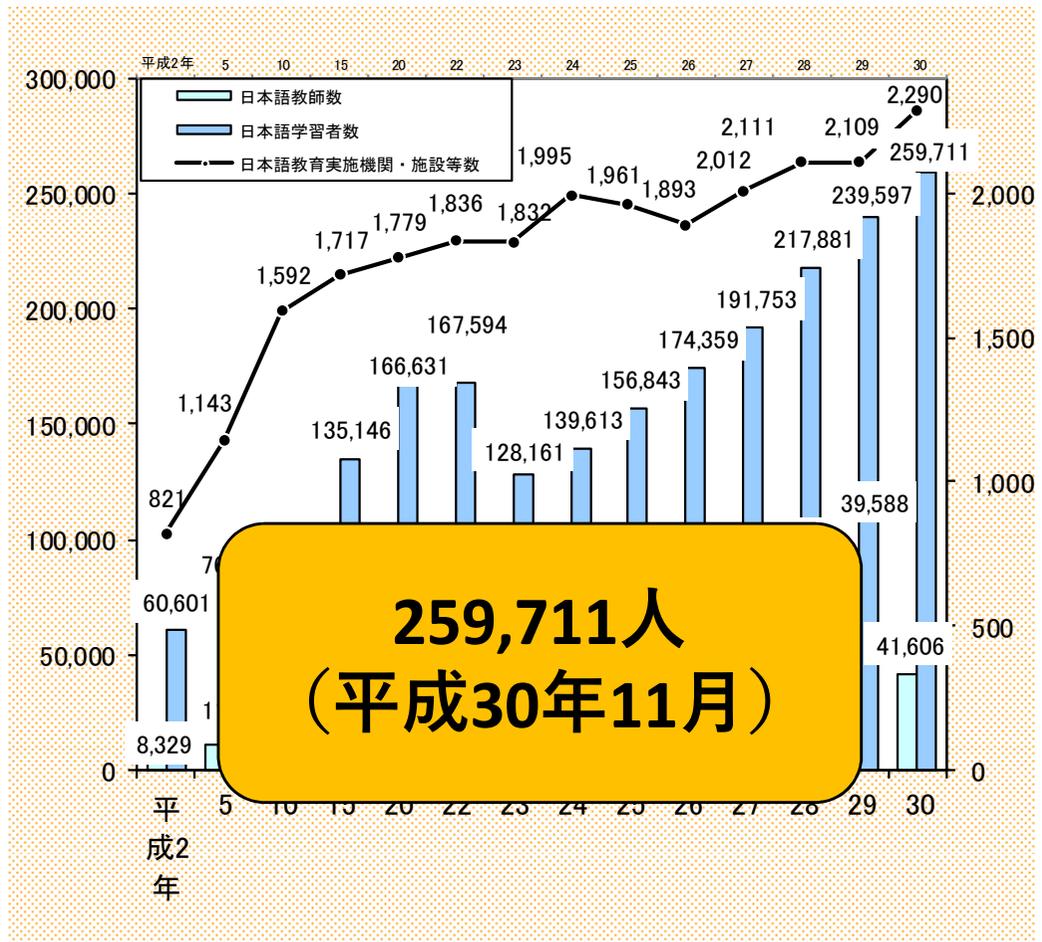
### 在留外国人数の推移



**2,731,093人**  
(平成30年12月末)

2年  
 ※平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は在留外国人数。  
 いずれも法務省（各年末現在）

### 国内の日本語学習者数等の推移



**259,711人**  
(平成30年11月)

※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

# 国内の日本語学習者数等の推移②

○在留外国人数は年々増加しており、我が国人口の約2.2%を占める。  
 ○漢字圏出身者数も増加しているが、非漢字圏の出身者は年々増加し、平成元年末16.8%から平成30年末54.3%となっている。

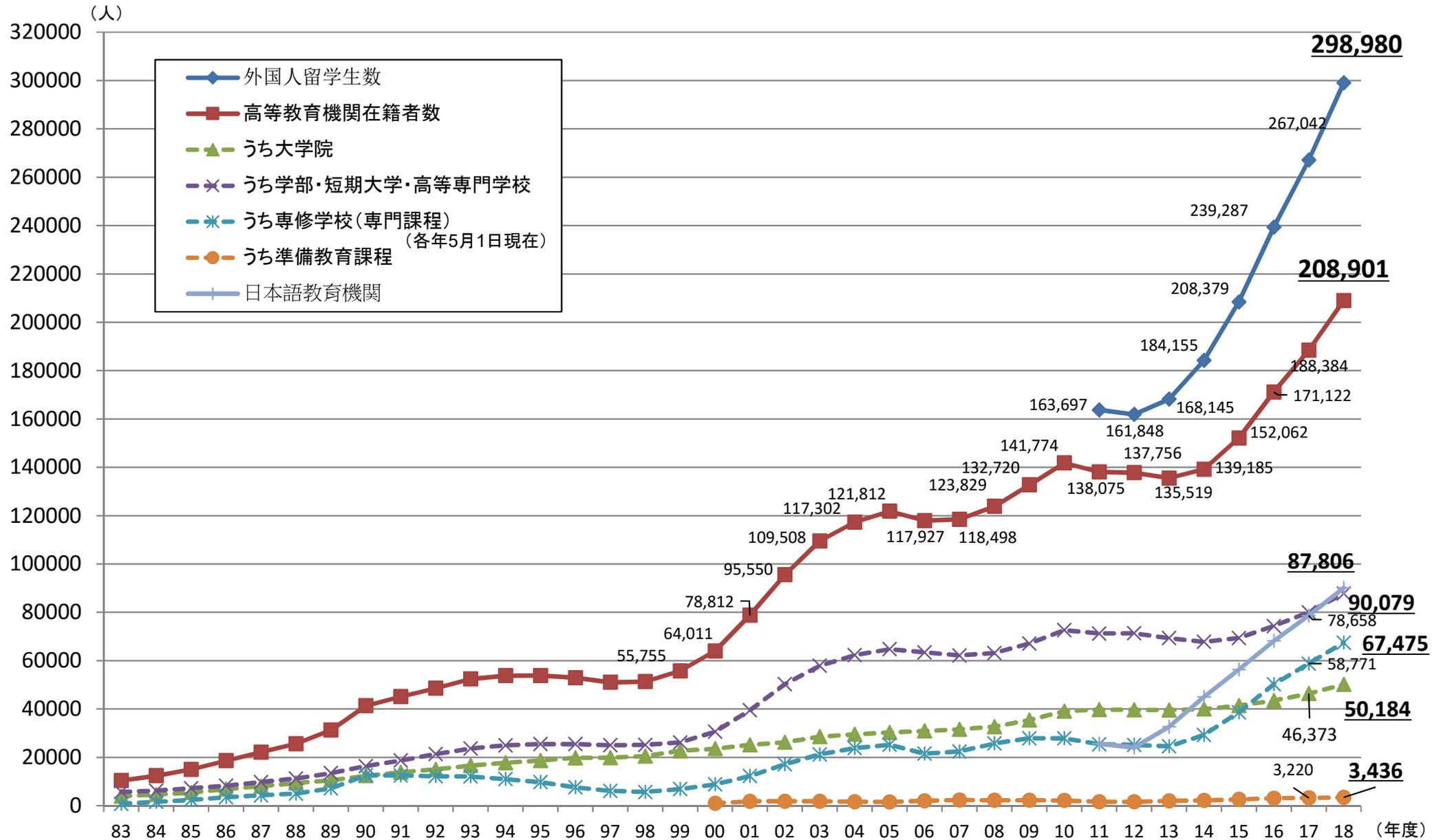
## 国籍別在留外国人数の推移

国籍 (出身地)	平成元年 (1989)	平成5年 (1993)	平成10年 (1998)	平成15年 (2003)	平成20年 (2008)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)
総数	984,455	1,320,748	1,513,573	1,750,429	2,144,682	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093
中国	137,499	210,138	272,230	445,166	644,265	649,078	654,777	665,847	695,522	730,890	764,720
構成比 (%)	14.0	15.9	18.0	25.4	30.0	31.4	30.9	29.8	29.2	28.5	28.0
韓国・朝鮮	681,838	682,276	638,828	599,231	580,760	519,740	501,230	491,711	485,557	481,522	482,882
構成比 (%)	69.3	51.7	42.2	34.2	27.1	25.2	23.6	22.0	20.4	18.8	17.7
フィリピン	38,925	73,057	222,217	167,215	193,426	209,183	217,585	229,595	243,662	260,553	271,289
構成比 (%)	4.0	5.5	14.7	9.6	9.0	10.1	10.3	10.3	10.2	10.2	9.9
ブラジル	14,528	154,650	105,308	269,907	309,448	181,317	175,410	173,437	180,923	191,362	201,865
構成比 (%)	1.5	11.7	7.0	15.4	14.4	8.8	8.3	7.8	7.6	7.5	7.4
ベトナム	-	-	-	23,003	40,524	72,256	99,865	146,956	199,990	262,405	330,835
構成比 (%)	-	-	-	1.3	1.9	3.5	4.7	6.6	8.4	10.2	12.1
その他	111,665	200,627	274,990	245,907	376,259	434,871	472,964	524,643	577,168	635,116	679,502
構成比 (%)	11.3	15.2	18.2	14.0	17.5	21.0	22.3	23.5	24.2	24.8	24.9

※平成23年までは外国人登録者数、平成24年度以降は在留外国人数 いずれも法務省公表（各年末現在）

※韓国・朝鮮については平成30年6月末の在留外国人数

# 学校種別・外国人留学生在籍者数推移

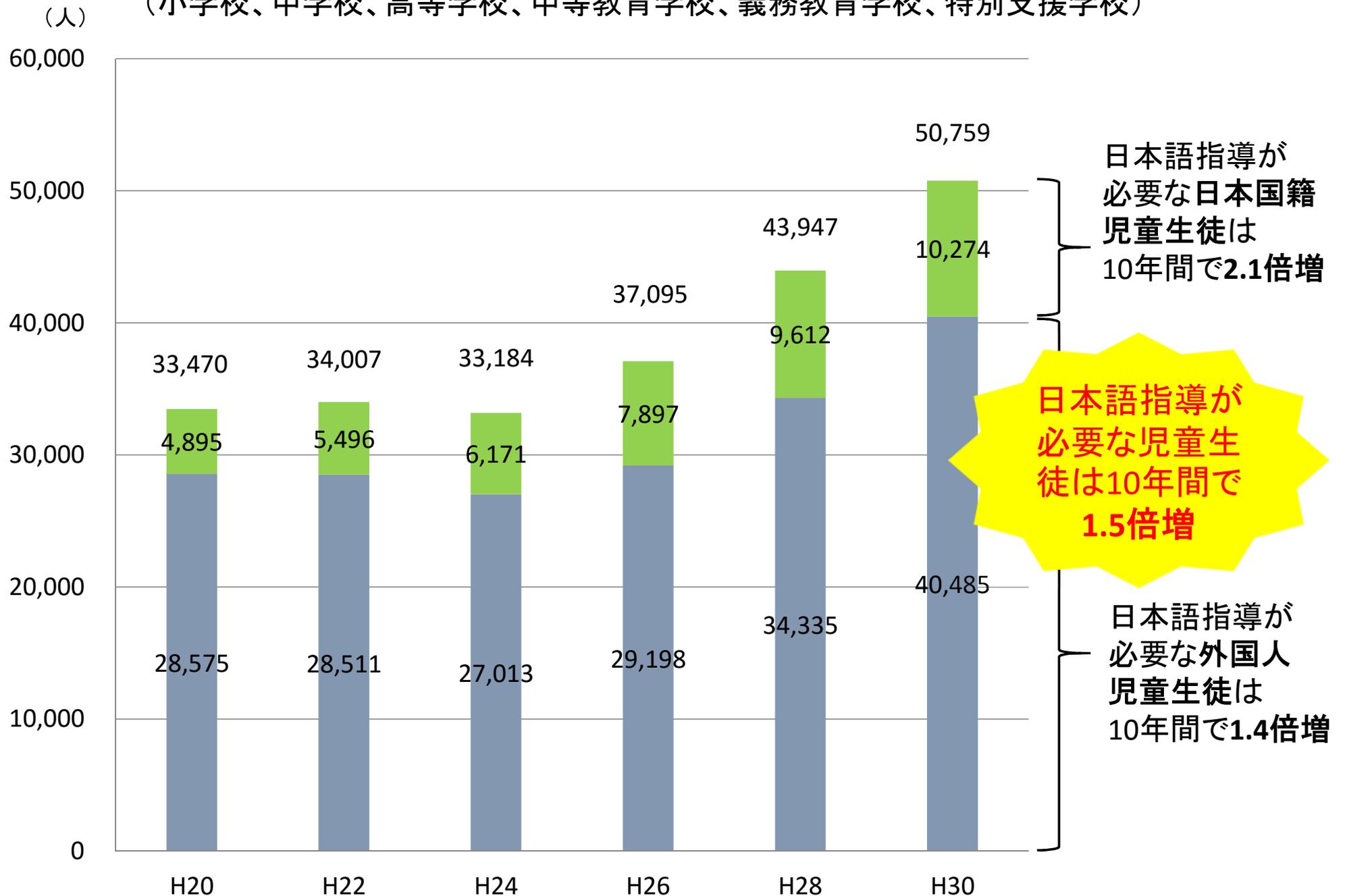


※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



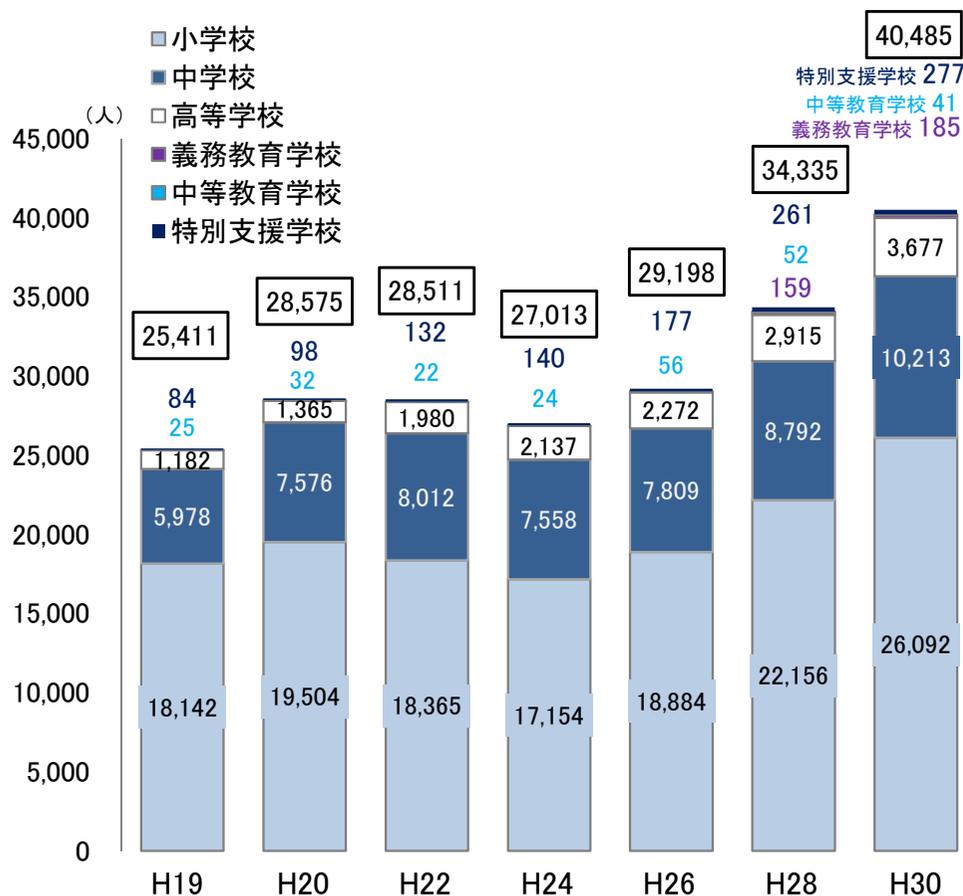
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

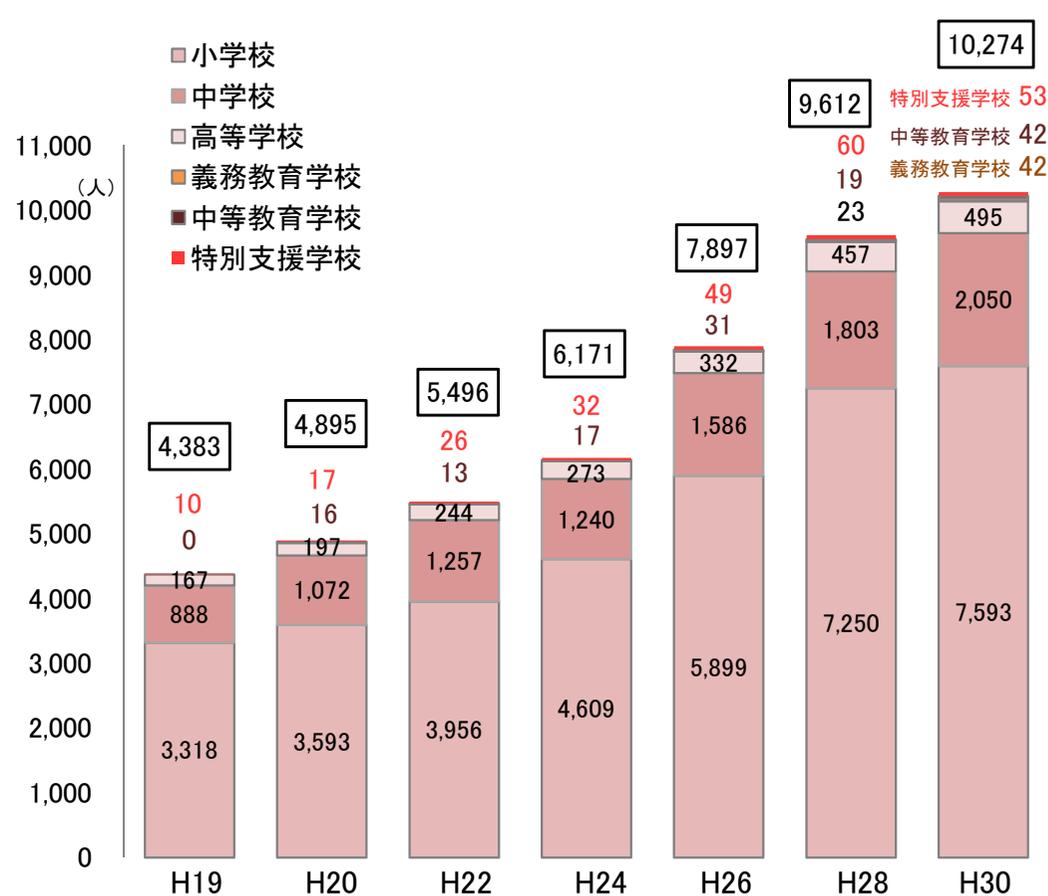
○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、**外国籍の者(※)で40,485人(17.9%増)**であり、前回調査より6,150人増加し、**日本国籍の者は10,274人(6.9%増)**であり、前回調査より662人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は93,133人(16.2%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は43.5%となっている。

## ■ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



## ■ 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



## 政府の日本語教育施策の推進について

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

(平成30年12月15日 外国人材の受入れ・共生に関する閣僚会議決定)

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について

(令和元年6月18日 外国人材の受入れ・共生に関する閣僚会議決定)

○経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)

○成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)

○規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

総額211億円（注）

我が国に在留する外国人は近年増加（264万人）、我が国で働く外国人も急増（128万人）、新たな在留資格を創設（平成31年4月施行）

⇒外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

## 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

### (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり

○「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を体系的に聴取

### (2) 啓発活動等の実施

○全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

## 生活者としての外国人に対する支援

### (1) 暮らしやすい地域社会づくり

#### ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談フックセンター（仮）」（全国約100カ所、11言語対応）の整備）【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック（仮）」（11言語対応）の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

#### ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

### (2) 生活サービス環境の改善等

#### ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住者において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内の多言語化の支援

#### ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁H.P.、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応）、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善（地図情報、警告音等）
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

#### ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター（「188番」）、法テラス、人権擁護機関（8言語対応）、生活困窮相談窓口等の多言語対応

#### ④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及（8言語対応）
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

#### ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

### (3) 円滑なコミュニケーションの実現

#### ① 日本語教育の充実

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等）【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応（多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等）
- 日本語教育の標準等の作成（日本語CEFR（言語のためのヨーロッパ）共通参照枠）
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

#### ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

### (4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

### (5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

### (6) 適正な労働環境等の確保

#### ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談デスクライン」の多言語対応（8言語対応）
- 「外国人労働者相談コーナー」「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

#### ② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

### (7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事象対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

## 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

### (1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成（9カ国）とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

### (2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9カ国）
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
- 在外公館等による情報発信の充実

## 新たな在留管理体制の構築

### (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間（2週間～1か月）の移行

### (2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

### (3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の感質調査・対応

（注）予算額は30年度補正（2号）予算、31年度予算の増収額、このほか、整備予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内訳、（独）日本学生支援機構運営費交付金131億円の内訳（留学生の就職等支援費）、人材開発支援助成金571億円の内訳（地域での安定就労支援費）、不法滞在者対策等157億円の内訳